

平成22年5月19日

東京地方検察庁特別捜査部長
検察官検事 佐久間 達哉 殿

東京地方検察庁特別捜査部

検察官検事

斎藤 隆博

捜査報告書

(再捜査の結果を踏まえた証拠の評価等について)

(罪名) 政治資金規正法違反

(被疑者) 小沢一郎こと小澤一郎

頭書被疑事件につき、再捜査の結果を踏まえ、被疑者の共犯性に関する主要な証拠等について検討した結果は、別添1ないし4のとおりであるので、報告する。

第1 石川供述について

1 小沢の関与に関する石川供述の概要

石川知裕（以下「石川」）は、平成21年12月27日の初回の取調べにおいては、平成16年10月29日に購入した世田谷区深沢八丁目所在の土地2筆（以下「本件土地」）の購入原資として小沢から提供を受けた4億円（以下「本件4億円」）の不記載は当時忙しかったので忘れてしまっただけであり、本件土地の登記を平成17年1月に繰り延べたのも、当時忙しかったので登記手続を後任の池田光智（以下「池田」）に任せたためであった旨、平成22年1月14日の第2回目の取調べにおいては、本件4億円の不記載や本件土地購入経費の支出を平成17年分の収支報告書に繰延計上したことにつき、自分が池田に指示して故意に行ったものであるが、書き忘れなどと虚偽の説明をしてきた理由について今は話したくない旨それぞれ述べて、いずれも小澤一郎（以下「小沢」）の関与については供述しなかったが、平成22年1月15日、陸山会の平成16年分の収支報告書不記載の事実により逮捕され、翌16日に勾留された後2月4日に起訴されるまでの間、及び再捜査における取調べにおいて、小沢の関与につき、以下のとおり供述した。

(1) 1月19日付け供述調書

そのころ（本件土地の残代金決済前の平成16年10月中・下旬ころ）、私は、チュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った小沢先生に対しても、「次期代表選前に、今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままですと、3億4000万円の土地購入や4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないですか」などと提案したところ、小沢先生も「そうか。それじゃあ、そうしておいてくれ」などと言って、私の提案に賛成してくれました。

（残代金決済直前の平成16年10月下旬ころ、）定期預金担保貸付を受けるにつき、大久保隆規（以下「大久保」）の了解を得る必要があるほか、融資申込書などに自署してもらうことになる小沢先生の了解も必要であると考えたので、（大久保に説明して了解を得た後、）チュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った小沢先生に対し、「深沢八丁目の土地について、銀行からの借入れで決済したという外形を整

えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが
などと言って、定期預金担保貸付の必要性を説明すると、小沢先生も、「おう、分
かった」と言って賛成してくれたのでした。

(2) 1月26日付け供述調書

私は、平成17年3月下旬ころまでに、陸山会の平成16年分の収支報告書の案を完
成させた上、それを大久保と小沢先生に報告して決裁を受けました。

私は、その頃、小沢先生がチュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った機会を捉え、
小沢先生に対し、「先生、収支報告書を提出する前に報告したいんですが、よろし
いでしょうか。」などと声をかけ、池田を同席させ、小沢先生の机の上に、陸山会
ほか4団体の収支報告書案と収支一覧表（各団体の前年度繰越金、収入額、収入総
額、支出総額、翌年への繰越額等をまとめた表）を並べた上、・・例えば、陸山会
についてであれば、・・「昨年の陸山会の収支ですが、収入総額が7億3125万4111円、
支出総額が1億2120万2731円、今年への繰越額が6億1005万1380円となっています」
などと言って報告し、その他の4団体についても同じ要領で報告しました。（中略）

小沢先生は、収支一覧表に目をやりながら、私の報告を聞いており、その報告
が一通り終わったところで、「分かった、分かった。きっちりやっておいてくれ」
などとおっしゃいましたので、私は、小沢先生が各収支報告書の内容とそれらの
提出を了承してくれたものと理解しました。

(3) 1月30日付け供述調書

（深沢八丁目の土地の所有権移転登記を遅らせたのは、小沢代議士の指示によ
るものではないかとの検事の問い合わせに対し）、いいえ、違います。すでに別の機会に
お話ししましたとおり、私が、小沢先生に対し、「次期代表選前に、今年の収支報
告書が公表される可能性があります。このままだと、3億4000万円の土地の購入
や4億円の借入れが出来てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地
の取得を来年に回した方がよろしいのではないでしょうか」と言って提案し、小
沢先生の了解を得て行ったことでした。

（小沢代議士は、「石川が私の了解を得ないでやったことだから、石川がなぜそ
のようなことをしたか分からない」と供述しているが、小沢代議士に無断でやつ
たのかとの検事の問い合わせに対し）、いいえ、私は、先ほど述べたとおり、小沢先生に
理由を説明して、了解を得て行ったのであり、無断で行ったものではありません。

私が小沢先生に無断でそのようなことができるはずはありません。

(定期預金担保貸付に関し、小沢代議士は、「石川から具体的な説明を受けて了承したものではないので、石川がなぜこのようなことをしたのか分からぬ」と供述しているが、小沢代議士の了解を得ずに行ったのかとの検事の問い合わせに対し、小沢先生の了解を得ないで行うことはできません。りそな銀行からの融資の債務者は小沢先生本人であり、借入申込書や約束手形には小沢先生本人の署名が必要でしたので、小沢先生にその必要性を説明して、了解を得なければ、できない話でした。

(4) 2月2日付け供述調書

(平成16年分の収支報告書を提出する際、大久保に対してと同様、小沢にも、「小沢先生からお借りした4億円と、深沢の土地購入の件は外しています」などと報告したのではないかとの検事の問い合わせに対し)、そのような記憶はありません。小沢先生には、そのような細かいことまで説明しなかったと思います。と言いますのも、これまでお話ししてきたとおり、私は、平成16年10月の時点で、陸山会で深沢八丁目の土地を買った件を平成16年分の収支報告書に記載しないため、代金決済を終了したにもかかわらず、その土地の本登記を平成17年1月7日付けに遅らせることと、深沢八丁目の土地を買った原資が小沢先生の用立てた4億円ではないという外形を整えることによって小沢先生が用立ててくれた4億円を隠すために、同時期に同額の定期預金担保貸付を受けるということについて、小沢先生に対し、「次期代表選前に、今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままでと、3億4000万円の土地購入や先生からの4億円の借入れが出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないでしょうか。先生に用立てていただいた4億円が表に出ないように、土地代金を銀行からの借入れで決済したという外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言って、小沢先生の了解を得ました。要するに、私は、小沢先生に対し、深沢八丁目の土地を買った資金が小沢先生の用立ててくれた現金4億円であることと、平成16年にこの土地を買ったこと自体を表に出したくなかったので、銀行借入で決済したという外形を整えるために定期預金担保貸付を受けるとか、所有権移転登記を来年に回すといっ

た話をしたのであり、「表に出さない」というのは、すなわち、陸山会の平成16年分の収支報告書に記載しないという意味しかありませんでした。平成16年分の収支報告書に記載すれば、それらのことが公になってしまふからでした。したがつて、私は、先ほどお話しした定期預金担保貸付を受けることと、深沢八丁目の土地の所有権移転の本登記を翌年に回すことについて、小沢先生の了解を得たことにより、それらを陸山会の平成16年分の収支報告書に記載しないことについても了解を得たものと思っていました。

(5) 2月3日付け供述調書（9丁のもの）

平成16年10月29日の残代金決済では、この小沢先生が用立ててくれた資金を使って、土地代金など合計3億4000万円くらいを支払うことにしていましたが、その土地代金の決済資金の原資が小沢先生が用立ててくれた現金ではなく、小沢先生個人を経由するとはいえ、実質的には陸山会が銀行から融資を受けた借入金であるという外形を整えることによって、小沢先生が用立ててくれた4億円を隠すため、同時期に、陸山会名義で、りそな銀行衆議院支店に同額の定期預金を設定し、この定期預金を担保として、小沢先生個人が4億円の融資を受け、陸山会がその転貸を受けておこうと考え、10月29日の数日前、小沢先生がチュリス赤坂の小沢事務所に立ち寄った際、「先生からの4億円が表に出ないように、深沢八丁目の土地について、銀行からの借入れで決済をしたという外形を整えたいので、陸山会が先生経由で、りそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言って、小沢先生の了解を得ました。このような陸山会名義の定期預金を担保として陸山会が融資を受けることは、それまでにも陸山会が不動産を購入する際に行った例がありましたし、また、陸山会が不動産を購入する際に金融機関から融資を受けるに当たり小沢先生を経由することも他の金融機関で行った例がありましたから、小沢先生も、金融機関で行う手続としては、今までにやったことがあるのと同じ手続を行うものと理解されて了解してくれたものと思っていました。（中略）

（平成16年10月29日、りそな衆議院支店における土地の残代金等の決済終了後）、私は、チュリス赤坂の小沢事務所の先生の部屋で、「先日、ご了解いただいている定期預金担保貸付の件ですが、先生ご自身のご署名をいただく必要のある書類がありますので、よろしいでしょうか」と言ったところ、ご自分の机の前に座って

いた小沢先生が、「おう」と言ったので、小沢先生の机の上に融資申込書を置き、融資申込書の「お申込金額」欄や「返済期限」欄、担保預金明細の項目の「担保差入人」欄を指し示しながら、「まず、融資申込書ですが、融資を受ける金額は4億円で、返済期限は来年の10月31日になっています。陸山会で組む定期預金を担保にします」などと言って、融資申込書の内容を説明しました。すると、小沢先生が、「おう、そうか。それで、どこに署名すればいいんだ」とおっしゃられたので、私は、「借入申込人」欄を指し示し、「こちらにお願いいたします」と言ったところ、小沢先生は、その場で「借入申込人」欄に「千代田区永田町2-2-1 605 小沢一郎」と書き込んでくれました。(中略)

この4億円は、1年後の平成17年10月31日を返済期限として借り入れたものでしたが、平成16年の收支報告書に資産（等）として記載していたことから、私は、その返済期限に定期預金を解約した4億円で一括返済して、平成17年の收支報告書に記載すれば、それがマスコミに知れて、そもそも、何の目的で4億円もの定期預金を組んで預金担保貸付を受けたのかと言うことが問題とされ、最終的には、深沢八丁目の土地の原資が小沢先生の用立てた4億円であることが分かつてしまふのではないかと思いました。そこで、私は、4億円の返済期限である平成17年10月31日に、担保となっている4億円の定期預金を解約し、その資金で借入金4億円を一括返済するのは避け、複数回に分けて返済することによって、マスコミなどの目をそらすことができると思いました。そして、私は、小沢先生に対し、「1年後に4億円の定期を解約して一括返済すれば、またマスコミに勘ぐられますから、4億円は何回かに分けて返済した方がよろしいかと思います」などと言って、4億円の返済方法について提案すると、小沢先生も、「そうだな。後は、おまえがやつとけ」と言って了解してくれたのでした。(中略)

以上のとおり、平成16年10月29日、陸山会名義で、りそな衆議院支店に4億円の定期預金を設定し、この定期預金を担保として、小沢先生個人が4億円の融資を受け、陸山会がその転貸を受けるといった一連の手続は、私自身が、小沢先生の了解を得て行つたことでした。

(6) 5月17日付け供述調書・検察官田代政弘作成の同日付捜査報告書

私は、これまで、検事に対し、陸山会の平成16年分の收支報告書に必要なことを記載しなかったり嘘を記入した理由、そのことについて小沢先生に報告して

承を得ていたこと、陸山会で深沢八丁目の土地を購入するに当たり、定期預金担保貸付を受けることについて小沢先生に説明して了解を得たこと、陸山会の平成16年分の収支報告書が完成した段階で、その提出前に、小沢先生に対し、その概要を説明して決裁を受けたことなどについてお話ししてきました。私がこれまでお話ししてきたことは、全て、私の記憶に基づくことであり、その点については現在でも変わりありません。（中略）

私は、平成16年分の収支報告書に、小沢先生から提供を受けた4億円の収入と深沢八丁目の土地の購入に係る支出などを記載しないことや、その土地の購入原資が銀行からの借入金であるという外形を整えるため、同時期にりそな衆議院支店から4億円の定期預金担保貸付を受けることについて、平成16年10月下旬ころ、チュリス赤坂の小沢事務所で、小沢先生に対し、「次期代表選前に今年の収支報告書が公表される可能性があります。このままですると、3億4000万円の土地購入や先生からの借入金が出てしまい、またマスコミが騒ぎます。登記をずらして、土地の取得を来年に回した方がよろしいのではないでしょうか。先生に用立てていただいた4億円が表に出ないよう、土地代金を銀行からの借入れで決済したという外形を整えたいので、陸山会が先生経由でりそなから4億円の借入れをしたいのですが。陸山会名義で定期預金を組み、それを担保として融資を受けたいと思います」などと言ったところ、小沢先生も「そうか。それじゃあ、そうしておいてくれ」などと言って、私の提案に賛成してくれたのでした。私は、小沢先生とこのようなりとりをしたのが平成16年10月下旬ころの、りそな銀行衆議院支店の担当者に対して預金担保貸付の申込みをする前であり、場所がチュリス赤坂の小沢事務所であったことは覚えてますが、このころは毎日のようにチュリス赤坂の小沢事務所で小沢先生と会っていろいろなやりとりをしていたので、小沢先生がどのような用事でチュリス赤坂の小沢事務所に来たときのことかということや、同席者がいたがどうかといった細かいことについては思い出すことができないです。ただ、以前にもお話ししたとおり、私が小沢先生に無断で収支報告書の不記載などを決めたり、小沢先生を債務者とする借入れをすることを決めることなどできるはずはありませんでしたので、これらの点について、私が小沢先生に対し、報告や相談をして、その了承を得たことは間違いありません。（中略）

なお、私は、保釈された後、マスコミなどに対し、収支報告書の不記載などに

についての私自身の犯意や、小沢先生に対する報告・了承などを否定していると解釈されかねない発言をしたこともありましたが、国会議員として政治活動を続けている以上、支援者向けの発言をせざるを得ないことをご理解ください。

(以下捜査報告書) (本件不記載・虚偽記入の理由、これについての小沢への報告・了承、定期預金担保貸付についての小沢への説明・了承、収支報告書案の小沢への説明・決裁の4点に関し、これまで供述して調書にしたことについては、そのとおり間違いないかと検事から問われ)，問題はそこですよね。そこをどうするかですよ。(中略)まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。問題は小沢先生に関わるところですよね。だって、一昨日、小沢先生は検事に対し、改めて、私から収支報告書への不記載などについて一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付の必要性などについても説明を受けていない、収支報告書案も見せてもらっていないなどと言って供述調書を作ったわけですよね。それなのに、私が、今日、「これまでの供述はそのとおり間違いありません」ってやったら、小沢先生の説明を否定することになりますよね。でも、先ほどの4点については、これまで検事から何回も聞かれ、私の記憶している限りのことを話して、供述調書も取られているわけですから、それを今更否定して、「あれは嘘です」なんて言えないと思いますし、本当にどうするのが良いのか分からんんですよ。今日は話だけして、供述調書は作らないという選択はないんですか。(中略)

確かに、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告して了承を得たことや、小沢先生からの4億円を表に出さないために定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかに話したと思いますが。私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付について、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんでしょ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりますよ」って言われちゃったんですよね。これは効いたんですよ。それで堪

えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承を得ました、定期預金担保貸付ちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよね。（中略）

分かりました。いろいろ考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。これまでの供述を維持するということで、供述調書を作つてもらって結構です。ただ、また、その供述調書がマスコミに漏れて、「石川議員が小沢氏の説明と矛盾する供述」などと書かれると困りますので、今日、私がそういう供述調書に署名指印したことは絶対に漏れないようにしてください。

2 本件土地購入の原資・時期を偽装した理由等に関する石川供述

一方、本件土地購入の原資や時期を偽装した理由、本件土地購入の経緯についての石川の供述中には、以下のとおり、不合理・不自然な点が見られる。

- (1) 本件4億円を分散迂回入金したり、仮装原資として銀行借入を行った理由に関して、「本件4億円がどのような資金であるかは知らなかつたが、小沢が政治活動の中で蓄えた簿外の資金であり、表に出せない資金であると思ったからである」旨供述するのみであり、偽装工作の徹底ぶりとはおよそ不釣り合いな不合理な説明にとどまっている。
- (2) 平成16年10月に購入した本件土地を、平成17年1月に購入したもののように偽装した理由として、逮捕前には「深い意味はなく、当時忙しかつたため、登記を翌年に回すことにより、後任の被告人池田に事務を任せたためであった」旨、逮捕直後は「本件土地購入の事実を平成16年分の収支報告書に記載すると、小沢議員が立候補する可能性のある民主党代表選挙が実施される平成17年9月ころに公表されることとなることから、同選挙への影響を避けるためであった」旨、次いで平成17年9月実施の民主党代表選挙が臨時のものであったことを指摘されるや「当時の党内情勢から臨時代表選挙が平成17年下半年に実施される可能性が高いと考えていたことから、その前に本件土地購入の事実を記載した収支報告書が公表されて代表選挙に悪影響を及ぼすのを避けるためであった」旨、その後「本件土地購入の事実を平成16年分の収支報告書に記載してそれが平成17年9月ころに公表されると、平成18年9月実施の民主党の定期代表選挙に向けた党員、サポーターの獲得に支障が出るためであった」旨、合理的な理由なく供述を転々と変えた。

しかし、最終の供述も、本件土地の購入時期を平成17年1月に繰り延べてそれを平成17年分の収支報告書に記載することとすると、その公表が平成18年9月に実施

されることが確実な民主党定期代表選挙と重なって同選挙に最も大きな影響を与えるかねないことが容易に予想されたのであるから、著しく不合理であって、結局、これらの供述はいずれも虚偽であると考えられる。

(3) 本件土地を購入した経緯について、「大久保が小沢の自宅近くで売出し中であった本件土地を秘書寮の建設用地として購入することを発案し、小沢に相談して了解を得た上、その資金繰りについて相談してきたが、小沢議員関連政治団体の資金をかき集めれば何とか購入費用は賄える状態であったものの、それでは運転資金が不足することから、自分が小沢にその旨相談し、小沢から4億円を借りることになった」旨の供述に終始した。

しかし、資金繰りの目処もないまま、大久保が小沢に本件土地購入の相談をして了解を得るというのは極めて不自然であるし、そもそも運転資金が不足するならその分だけ借りれば足り、ましてや本件土地の購入経費約3億5000万円を超える4億円を借りる必要は全くないから、この説明は極めて不自然であって、虚偽であると考えられる。

(4) 水谷建設側関係者の供述から明らかであるところの、大久保の指示により、石川自らが、平成16年10月15日、水谷建設川村社長から現金5000万円を受領したとの事実を頑強に否認した。

3 石川供述の信用性

石川供述には、その信用性や小沢の共犯性立証における重要性に関し、以下のよ
うな肯定的要素と否定的要素があるから、小沢の共犯性を判断するに当たっては、
これらの要素を踏まえて石川供述を評価する必要がある。

(1) 肯定的要素

ア 上記1のとおり、石川は勾留当日から被疑者勾留の期間を通じて、ほぼ一貫して、本登記を遅らせることによる本件土地取得時期の偽装や銀行借入の実行による本件土地購入原資の仮装につき、平成16年10月に小沢に報告して了解を得ていた旨供述しており、さらに保釈後の再捜査における取調べにおいても、小沢が石川から偽装工作等について報告を受けたことを強く否定していることとの関係で、どのような供述をすべきか思い悩みながらも、結局、小沢に報告して了承を得たのは真実だからとして供述を維持したこと。

イ 政治家小沢と当時その秘書であった石川の関係から石川が小沢に無断で本件

の偽装工作を行うとは考え難いこと

- ウ 融資申込書や約束手形に小沢の署名が必要である本件銀行借入については、その趣旨目的を小沢に説明することなしには実行し得ないと考えられること
- エ 国會議員になった現在でも小沢を師と仰ぐ石川がことさら小沢を罪に陥れるような虚偽の供述をするとは考え難いこと
- オ 石川が小沢に報告しその了承を得たと供述していることについて、小沢は「信じられない」などと供述するばかりで何ら有効な弁解をしていないこと
- カ 石川が偽装工作の理由等に関して不合理・不自然な供述に終始しているのは、本件4億円がその出所を明らかにすることができないものである一方、本件偽装工作の真の動機（小沢事務所には水谷建設から現金5000万円を受領したことを始め、胆沢ダム堤体盛立工事に関する建設業者から闇献金を受けていたのではないかと疑われる状況があったため、そのような嫌疑を受けて本件4億円の出所を詮索されることなどを回避する必要があったこと）を明らかにできないことから、苦し紛れの説明をせざるを得なかつたもので、小沢の関与についてどう供述するかとは局面を異にする上、石川が小沢の関与を実際より強める方向で虚偽の供述に及ぶことはおよそ考え難いこと

(2) 否定的要素

- ア 上記2のとおり、石川が、本件土地購入の原資や時期について偽装工作を行った理由等について不合理・不自然な供述に終始しており、全面的に真相を自白している訳ではないことに照らすと、石川が供述する偽装工作に対する小沢の了解も作り話である可能性ないとはいえないこと
- イ 石川供述においては、小沢の了解を得たとする場面が必ずしも具体的なものではなく、そのやりとり自体に迫真性があるとは言えないこと
- ウ 石川の説明に対する小沢の反応も「おう、分かった」といった受け身のもので、小沢自身が各偽装工作の実行にどの程度の関心を持っていたかもやりとり自体からは判然とせず、各偽装工作が収支報告書の不記載や虚偽記入にどう結びつくかについて小沢がどこまで理解していたかもやりとり自体からは必ずしも明らかでないこと

第2 池田供述について

1 小沢の共犯性に関する池田供述の概要

池田光智は、平成22年1月15日、陸山会の平成17年分、19年分の収支報告書虚偽記入等の事実により逮捕され、翌16日から2月4日の起訴を経て同月5日に保釈されるまで勾留されたが、逮捕の前後及び再捜査における取調べを通じて、小沢の関与に関し、以下のとおり供述した。

(1) 平成21年12月25日付け供述調書

(本件土地代金の支払を平成16年分ではなく17年分の収支報告書に記載したことと小沢らにどのように説明したかとの検事の問い合わせに対し)、平成17年分の収支報告書に平成16年中に支払った土地代金等の支出を記載したことについては、その提出前に、私から小沢一郎代議士に対し、「支出のうち、約3億5000万円は深沢8丁目の土地代金等です」などと、平成16年中に支出済の土地代金等が平成17年分の収支報告書の支出に含まれている旨説明しました。

(2) 平成22年1月20日付け供述調書

(本件土地購入経費を平成16年10月に支払ったのに、同年分の収支報告書に記載せず、所有権移転登記を繰り延べて、平成17年分の収支報告書に記載した件に關し)、その理由について、私は、当時の陸山会の事務担当者であった石川知裕から説明を受けた際、「先生の了解を得てやっていることだから」などと、小沢一郎代議士と話し合った上で、登記時期をずらして平成16年分ではなく平成17年分の収支報告書に記載することにしたのだということも聞いておりました。私は、當時、陸山会の事務担当者であった石川と代表者であった小沢一郎代議士との關係からすれば、石川が小沢一郎代議士に無断でそのようなことをやるはずはないと思つておりましたので、石川からそのような話を聞き、もっともなことだと納得しました。

(3) 1月27日付け供述調書

(平成19年2月に週刊文春から送付された質問書に対する回答書に關し)、この回答書の1枚目の「2」の項目中、深沢8丁目の土地に関して書かれている「御指摘の平成17年の資産公開に記載されている貸付金と借入金は、実質は「陸山会」がそ

の所有不動産取得のために金融機関から借り入れたといい得ますが」という文章中の「いい得ますが」という部分が、「ものであります」と手書きで断定口調で訂正されていますが、これも、私が小沢先生から指示された訂正を書き込んだものです。(中略)

回答書案では、りそな銀行衆議院支店からの4億円の借り入れと陸山会に対する4億円の転貸についても、実質は「陸山会がその所有不動産取得のために」、すなわち平成16年10月29日に代金決済された深沢8丁目の土地を購入するために、「金融機関」、すなわち、りそな銀行衆議院支店から借り入れたものだとしています。(中略)

この回答書の文章では、深沢8丁目の土地の購入に金融機関からの借入金が充てられたという趣旨のことが断定的に書かれていますが、これは事実と違つております、小沢先生は、私に対して、この回答書の内容に関し、虚偽の説明を記載するように指示し、週刊文春に対して虚偽の回答をするように指示したのでした。

(4) 1月29日付け供述調書

私は、石川さんからは「必ず先生にも報告しなければならない」という引継ぎを受けていたので、毎年、収支報告書を提出する前に、チュリス赤坂の陸山会の事務所で直接小沢先生と会い、収支報告書の原案や、先ほどお話しした私が作成した陸山会等、5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした全体の収入金や支出金の総額等を報告し、小沢先生の決裁を得ていました。

(5) 2月1日付け供述調書

(りそな銀行衆議院支店から借りた4億円の返済期限である平成17年10月31日が近づいたころ、同支店の担当者から返済の有無等を尋ねられたのに対し)、私は、すぐには返答せず、石川さんから引継ぎがあったとおり、小沢先生に相談しました。私は、チュリス赤坂の陸山会の事務所か、世田谷区深沢6丁目の自宅のどちらかで、小沢先生に、「石川さんから引き継いでおりますが、4億円の融資の返済期限がきました。定期を半分崩してまず2億円を返済するということでよろしいでしょうか」と尋ねました。これに対して、小沢先生は、「おう、それでやってくれ」と言って、定期預金を半分崩して2億円を返済するよう指示しました。さらに、私は、小沢先生に「残りの2億円はどうすればよいでしょうか」と尋ねました。そ

したところ、小沢先生は、「前と同じにやってくれ」と言って、残り2億円については、もう1年間、前と同じように陸山会の定期預金を担保にして借入を継続して、今回と同じように1年後に定期預金を取り崩して返済するように指示しました。(中略)

ところで、新たな2億円の返済期日は平成18年10月31日でしたが、平成18年3月に入ったころ、私は、チュリス赤坂の陸山会事務所であったと思いますが、小沢先生から、「陸山会が引き続き借りている2億円の利息の額はどれくらいなの」と尋ねられました。私は、小沢先生に対し、年間に支払う利息として200万円余りの金額を答えたと思うのですが、それに対して小沢先生が、「それだと利息がもったいないから、早く返した方がいい」などと、利息を支払うのがもったいないから銀行に対し残りの2億円を返済するよう言ってきましたのでした。

(6) 2月3日付け供述調書 (15丁のもの)

(大久保に報告して了解を得た後)、私は、石川さんからも言われていたので、平成18年3月ころ、(平成17年分の) 収支報告書の原案の内容等について、小沢先生にも報告して了解をもらいましたが、その前にも一度、私は、平成17年12月末ころから平成17(18の誤記) 年3月までの間に、小沢先生が、「最終確定のものでなくともよいから、陸山会など5団体の収入と支出の総額がどれくらいになるか教えてくれ」などと言ってきましたので、チュリス赤坂の陸山会の事務所であったと思うのですが、私は、直接小沢先生と会って、私が作成した陸山会等、その時点の5団体の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした5団体全体の収入金や支出金の総額、繰越額等をまとめて報告したことがあります。そして、このように、収支報告書に記載する収入や支出の金額の説明をする中で、私は、平成17年3月ころに石川さんから「平成16年に支払った深沢8丁目の土地の売買代金等の支払を登記日に合わせて平成17年の支出として計上することについては、小沢先生の了解を取っていた」と聞いたことを思い出し、その機会を利用して、小沢先生に対し、「石川さんから引き継いだとおり、平成17年の収支報告書に、平成16年に支払った深沢8丁目の土地の約3億5000万円を計上しておきますから」と言って、念のため報告しておきました。これに対し、小沢先生も、「ああ、そうか。分かった」と言って肯き、深沢8丁目の土地の売買代金等の支払を、平成17年の収支報告書に支出として計上することを了解しました。(中略)

深沢8丁目の土地の売買代金等の支出の計上は、石川さんからも「小沢先生の了解を取っている」とのことだったので小沢先生にも報告しておきましたが、(収支報告書の収支のつじつまを合わせるための3億円の)架空寄附の計上については、あらかじめ小沢先生の了解を取っておらず、私の独断でやってしまったことでしたし、それに、3億円という金額の大きさから、私もさすがに少し後ろめたい気持ちがあり、小沢先生から「いい加減なことをしている」と思われるのも嫌だったので、言い出せなかったと思います。(中略)

私は、平成20年3月ころ、直接小沢先生と会って、(平成19年分の)収支報告書の原案の内容等について、小沢先生にも報告して了解をもらいましたが、私は、その前に一度、やはり小沢先生からの指示に応じて、平成19年末ころから平成20年3月までの間に、チュリス赤坂で、陸山会等、チュリス赤坂を事務所とする5団体の、その時点の年間の収入と支出をまとめた一覧表を基にして、寄附金を中心とした5団体全体の総収入額や総支出額、繰越額等を報告したござりました。その際、私は、本来であれば収支報告書に計上すべき小沢先生からの借入金4億円の返済も、簿外にして収支報告書に計上しないことを考えておりましたので、やはり返済を受けた立場の小沢先生にも報告して了解を取ておくべきだろうと考えました。そこで、その機会であったと思いますが、私は、小沢先生に対し、「先生に返済しました4億円については収支報告書には、載せませんので」と言って、報告しました。すると、これに対し、小沢先生も「そうか、分かった」と言って、簿外の借入金4億円の返済を平成19年の収支報告書に支出として計上しないことを了解しました。

(7) 検事蜂須賀三紀雄作成に係る5月18日付け捜査報告書

(平成17年分の収支報告書提出前に、小沢に「石川から引き継いだとおり、平成17年分の支出に平成16年に支払った深沢8丁目の約3億5000万円の土地代金を計上している」旨報告して、了承を得たことに関し)、そのような報告、了承は一切ありません。(中略)中身にわたる報告は一切しておりません。

(平成19年分の収支報告書提出前に、小沢に「先生に返済した4億円については収支報告書に載せませんので」と言って報告し、小沢の了承を得たことに関し)、そのような報告、了承は一切ありません。(中略)

(小沢への報告・了承を供述し、検察官がその場で録取した調書を読み聞かせ



てもらい、時間をかけて閲読し、誤りがないことを確認して署名した供述調書に
関し), 本日, どうしてこれらの供述調書の内容を否定するような供述をしたか,
その理由について, 合理的な変遷理由を教えてもらいたいと問われても, うまく
言い表せません。合理的といえるかどうか分かりませんが, 供述を変えた部分は
当時から明確な記憶があったわけではなかったものの, そうだったかな, そのよ
うな気がするなどと曖昧な記憶に基づいて話して調書になってしまった部分でし
た。・・自分の中で, 元々, 曖昧ながら供述してしまっていた事柄について, 冷静
になって記憶を呼び戻した結果, はっきりとなかったと思い至ったというほかあ
りません。・・また, 平成17年分の収支報告書に平成16年に支払った深沢8丁目の
約3億5000万円の地と代金を計上することを小沢先生に報告し, 了承を得たことにつ
いて, 逮捕前の任意の取調べの際, 大久保秘書にはそのような報告をした記憶は
ないが, 小沢先生には報告し, 了承を得たというように区別して供述しているこ
とから, 実際の記憶に基づいて良く区別し, 記憶のままに話したものではないの
かと言われると; 確かに, 大久保秘書に報告した記憶はなかったものの, 小沢先
生には日頃チュリス赤坂にいることもあって報告したかもしれないと思ったので
そう供述しましたが, あくまで曖昧な記憶しかなかったのに断定的に供述してし
ましたものです。現在, 報告したかもしれないと曖昧ながら思っていたものが,
なかったと完全否定に転じる理由について問われても, 冷静になって記憶を改め
て確認した結果としか言いようがありません。平成19年分の収支報告書に小沢先
生に返済した4億円の支出を記載しない旨報告し, 了承を得たというところも, 勾
留満期間際で, 早く終わらせてしまいたいとの思いから, 曖昧な記憶しかなかつ
たものを迎合的に断定的に供述して供述調書の作成に応じてしまったもので, 今
問われれば, そのような報告, 了承の事実はなかったということです。(中略)

・・自分の供述が小沢先生の刑事処分に影響を与えるものであることは分かっ
ています。小沢先生の刑事処分に影響を及ぼしかねないことで慎重になっている
ことは事実です。・・小沢先生の供述が影響していないかと言われば必ずしも否
定できません。

2 池田供述の信用性

- (1) 池田は, 上記のとおり, 再捜査における取調べにおいて, 平成17年分収支報告
書の虚偽記入及び平成19年分収支報告書の不記載について, 各小沢に報告し, 了

承を得た旨のそれまでの供述を翻し、これを完全に否定するに至ったが、当時曖昧ながら記憶していたのにその後よく思い出してみたらそのような事実は一切なかったという変遷理由に係る池田の説明は著しく不自然であり、池田が逮捕前から、大久保への報告を否定しつつ、小沢への報告・了承を供述していたことや、再捜査における取調べにおいては自らの供述が小沢の刑事処分に影響を及ぼしかねないことをおそれていることが明らかであることなどから、池田の変遷後の供述は信用できない。

(2) そこで、池田の従前の供述の信用性を検討すると、池田供述には、その信用性や小沢の共犯性立証における重要性に関し、以下のような肯定的要素と否定的要素があるから、小沢の共犯性を判断するに当たっては、これらの要素を踏まえて池田供述を評価する必要がある。

ア 肯定的因素

- (ア) 平成17年分の陸山会の収支報告書に平成16年に支払った本件土地購入経費を支出として計上することにつき、逮捕前から、大久保への報告は否定しつつ、小沢に報告して了解を得ていた旨供述していたこと
- (イ) 政治家小沢と当時その秘書であった池田の関係から、たとえ池田が石川から本件土地購入時期の繰り延べに伴う収支報告書の虚偽記入について小沢の了解を得ている旨の引継ぎを受けていたとはいえ、小沢に無断で巨額の虚偽記入を行うとは考え難いこと
- (ウ) 池田には小沢を罪に陥れるような虚偽の供述をする動機も窺えないこと
- (エ) 池田が小沢に説明して了解を得ていた旨供述していることについて小沢は「信じられない」などと供述するのみで何ら有効な弁解をしていないこと

イ 否定的因素

- (ア) 小沢の関与に関する池田の供述はいずれもいわば小沢に報告してその了解を得たとの結論のみを述べるもので追眞性に欠け、他にこれを裏付ける証拠もないこと
- (イ) 小沢の反応も「そうか、分かった」といった受け身のもので、そのやりとりからは小沢自身が収支報告書不記載等にどの程度の関心を持っていたかも判然としないこと

第3 小沢が融資申込書等に署名していた事実について

1 融資申込書等に署名したことに関する小沢の弁解

小沢は、本件土地購入の原資を偽装するために小沢一郎経由でりそな銀行衆議院支店から借り入れた4億円（以下「本件銀行借入」）に際し、融資申込書や約束手形に署名したことに関し、「石川から特に説明を受けることもなく、求められるままに署名したもので、過去に陸山会が不動産を購入した際にも、定期預金を担保に借り入れをしたり、自分を経由して借り入れをしたことがあったので特におかしな手続であるとは思わなかつた」旨弁解する。

しかし、まずもって、年間約450万円もの金利負担を伴う4億円もの債務負担行為の趣旨・目的を理解しないまま、その融資申込書や約束手形に署名したとの点については、極めて不合理・不自然である。

2 過去の不動産取引における銀行借入

一方、陸山会は、平成6年から平成15年までの間に、定期預金や購入不動産を担保に銀行から融資を受けて9件の不動産を購入している（このうち、不動産担保で融資を受けて購入した2物件につき、政治団体には融資しないとの当該銀行の方針により、小沢が一旦銀行から融資を受けた上で、陸山会に転貸している。）ところ、このうち4件は、陸山会や関連政治団体の手持ち資金で購入費用を賄えるのに、敢えて手持ち資金で定期預金を設定してこれを担保に融資を受けて購入したものである。

平成6年に陸山会がこのような定期預金担保融資を初めて受けた際の銀行側担当者の供述によれば、陸山会が敢えてこのような経済合理性に反する行為に及んだのは、陸山会が多額の資金を保有し、それで不動産を購入していることについてマスコミ等に騒がれることを嫌ったものと認められるが、従来は、陸山会を含む関連政治団体の手持ち資金で定期預金を設定して、これを担保に銀行から借り入れた資金で代金等を支払っており、不動産購入の実質的原資が手持ち資金であったため、団体間の寄附を記載する必要が生ずる場合があるのを別にすれば、陸山会等関連政治団体の外部からの収入に関する収支報告書への不記載の問題は生じていない。

3 小沢が融資申込書等に署名していたことの評価

小沢の共犯性に関し、小沢が融資申込書等に署名していた事実を評価するに当た

つては、以下のような肯定的要素と否定的要素を勘案して行う必要がある。

(1) 肯定的要素

過去の定期預金担保借入とは異なり、本件銀行借入により仮装の原資を作出し、これにより隠そうとしている本件土地購入の原資は本件4億円という外部からの収入であり、このことはこれを提供した小沢自身が最もよく知っていたし、真の原資を収支報告書に記載したのではこれを隠すことにならないから、これを隠そうとする以上不記載の問題が生ずるのは当然であって、このような銀行借入を行うことを了承して自ら融資申込書等に署名している以上、当然に不記載についても了承したものと認められること

(2) 否定的要素

上記のように過去の同様の定期預金担保借入についてはいずれも収支報告書不記載等の問題が生じていなかつたことに照らすと、小沢が本件の融資申込書等に署名した時点でどこまで収支報告書との関係を明確に意識していたかについては、必ずしも判然としない部分もあること

第4 本件4億円の出所に関する小沢供述について

1 本件4億円の出所に関する小沢供述の要旨

小沢は、初回の取調べ時に、「本件4億円は、①湯島から深沢への転居の際の不動産の売買差益を積み立てていた大和銀行（当時）衆議院支店の小澤一郎名義の口座から、平成元年11月21日に出金した現金2億円、②親から承継したものが大部分で国会議員になってからの収入も預金されている安田信託銀行（当時）神田支店の妻小澤和子（以下「和子」という。）及び3人の子名義の各口座（以下「小沢家族名義口座」という。）から、平成9年12月15日に出金した現金合計3億円、③小沢家族名義口座から、平成14年4月3日に出金した現金合計6000万円の総計5億6000万円を現金で保管し、平成16年10月に残存していた現金4億数千万円のうちの4億円である」旨説明したが、2回目の取調べで、「本件4億円の由来について具体的な記憶はなく、手持ちと銀行から引き出した金が合計で7、8億円あり、3億円くらいの運用を和子に任せ、残りの4億数千万円を自ら保管していたうちの一部である」旨説明を変え、再捜査における取調べでも概ねその供述を維持した。

2 本件4億円の出所に関する小沢供述の信用性

しかし、上記小沢供述は、以下のとおり、著しく不自然であり、小沢が本件4億円の出所について明らかにしようとしていることは、小沢に本件不記載・虚偽記入に係る動機があったことを示している。もっとも、これは小沢の共犯性を直接裏付けるものではない。

(1) 小沢は、本件4億円の出所に係る当初の説明をマスコミに配布するなどして本件4億円が正当な資金であることを主張していたのに、その不自然さを追及されるや、全面的にこれを撤回して結局その出所を何一つ明らかにしていないし、供述変遷の理由についても「1回目の取調べや記者会見で説明したことは、その時点で判明した銀行の記録に基づいてこれであろうという推測で説明したものであります。更に銀行の調査をしたところ、違うということで判明した事実を申し上げただけであり、供述を変えたということとは違うと思います」などと強弁するのみで、およそ合理的な説明をしていない。

(2) 当初の説明に関しては、元来隠す必要のない資金であり、現にそれまで銀行預

金として保管していたものであるなら、そのような極めて多額の資金を、特段の理由もないまま引き出して、長いもので14年もの間、現金で保管しておくのは、運用の観点からも安全の観点からも極めて不自然・不合理である。また、上記③の6000万円の出金に関し、和子は、出金手続を依頼した銀行員に対し、自宅隣地に建築する同議員の第二邸宅の費用の一部に充てる旨説明し、実際ほぼこれに見合う金額の費用が現金で支払われているから、同6000万円を現金で保管していたとの小沢議員の説明はこれに反する。

(3) 小沢は、平成11年に和子名義で自宅隣地を購入する際、大和銀行（当時）衆議院支店の担当行員に対し、全額同支店からの借入金で購入したいとして融資を申し込み、同年5月及び8月に同支店から和子名義で合計3億5000万円を、年1.975パーセントの金利で借り入れたが、上記①、②の合計5億円が手元に残っていたのであれば、あるいは、和子運用のものを含め、多額の手持ち資金があるのであれば、それで賄うのが自然であり、あえて年約700万円もの金利負担をして借入を行うのは著しく不合理である。